

岩手県告示第 1002 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した。

平成 18 年 10 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 名称 盛岡市砂子沢休猟区

(2) 区域 盛岡市地内の主要地方道盛岡大迫東和線と林道砂山線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡大迫東和線を北西に進み梓沢との交点に至り、同点から同沢を北東に進み盛岡市と下閉伊郡川井村の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み盛岡市と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み盛岡市と紫波郡紫波町の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み林道砂山線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

2(1) 名称 雫石町矢櫃休猟区

(2) 区域 岩手郡雫石町地内の一般県道紫波雫石線と岩手郡雫石町と紫波郡紫波町との交点を起点とし、一般県道紫波雫石線を北に進み町道林平線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道矢櫃 2 号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道雫石環状線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み林道妻の神線との交点に至り、同点から同林道を東に進み民有林 195 林班四二小班と民有林 196 林班一小班₂の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み岩手郡雫石町と盛岡市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに南東に進み岩手郡雫石町と紫波郡矢巾町の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み岩手郡雫石町と紫波郡紫波町の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

3(1) 名称 雫石町切留休猟区

(2) 区域 岩手郡雫石町地内の主要地方道盛岡横手線と国有林盛岡森林管理署 669 林班及び 667 林班と民有林 255、253 及び 251 林班の境界との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡横手線を南西に進み岩手郡雫石町と西和賀郡西和賀町の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み農道貝沢野線との交点に至り、同点から同農道を北東に進み町道鶯宿切留線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み国有林盛岡森林管理署 669 林班及び 667 林班と民有林 255、253 及び 251 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

4(1) 名称 雫石町大地沢休猟区

(2) 区域 岩手郡雫石町地内の林道志戸前川線と志戸前川左岸との交点を起点とし、起点から林道志戸前川線を南西に進み荒沢右岸との交点に至り、同点から同沢右岸を上流に進み町有林 47 及び 44 から 46 林班と国有林盛岡森林管理署 804 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み岩手県と秋田県の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進みに町有林 53 及び 54 林班と国有林盛岡森林管理署 693 林班の境界との交点に至り、同境界を北東に進み民有林 71 林班と民有林 72 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み小志戸前川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み雫石川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み志戸前川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

5(1) 名称 葛巻町田部第 2 休猟区

(2) 区域 岩手郡葛巻町地内の主要地方道一戸葛巻線と町道岩神線との交点を起点とし、起点から主要地方道一戸葛巻線を南に進みさらに北西に進み岩手郡葛巻町と二戸郡一戸町の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み岩手郡葛巻町と九戸郡九戸村の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進みさらに南東に進み民有林 480 林班と民有林 481 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み町道岩神線との交点に至り、同点から同町道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円

の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

6(1) 名称 葛巻町土谷川休猟区

(2) 区域 岩手郡葛巻町地内の国道 281 号と民有林 50 から 55 林班と民有林 64 から 59 及び 56 林班の境界との交点を起点とし、起点から国道 281 号を西に進み岩手郡葛巻町と岩手郡岩手町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み民有林 124 林班と民有林 38、36 及び 41 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み町道長久保線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道椈ノ木土谷川線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道中沢土谷川線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み土るいとの交点に至り、同点から同土るいを東に進みさらに南に進み民有林 50 から 55 林班と民有林 64 から 59 及び 56 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進みさらに東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

7(1) 名称 葛巻町四日市休猟区

(2) 区域 岩手郡葛巻町地内の国道 281 号と国道 340 号との交点を起点とし、起点から国道 281 号を北に進みさらに北東に進み民有林 237 林班と民有林 238、242 林班及び久慈平庭県立自然公園の境界との交点に至り、同点から久慈平庭県立自然公園の境界を北東に進みさらに東に進み岩手郡葛巻町と久慈市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み岩手郡葛巻町と下閉伊郡岩泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み町道高家領袖山線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道打田内袖山線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道上平袖山線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道赤坂線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道橋場佐比内線との交点に至り、同点から同町道を南西に進みさらに北西に進み国道 340 号との交点に至り、同点から同国道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

8(1) 名称 八幡平市七時雨休猟区

(2) 区域 八幡平市地内の一般県道西根田代平線と市道内山線との交点を起点とし、起点から一般県道西根田代平線を南西に進み市道七時雨線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み農道七時雨 3 号線との交点に至り、同点から同農道を西に進み国有林盛岡森林管理署 1408 林班内作業道との交点に至り、同点から同作業道を南西に進みさらに北東に進み旧岩手郡西根町と旧岩手郡安代町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み旧岩手郡西根町と二戸市の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み旧岩手郡西根町と二戸郡一戸町の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み旧岩手郡西根町と岩手郡岩手町の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み市道内山線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

9(1) 名称 八幡平市荒木田休猟区

(2) 区域 八幡平市地内の主要地方道岩手平館線と市道荒木田線との交点を起点とし、起点から主要地方道岩手平館線を南に進み市道山崎線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道椈沢線との交点に至り、同点から同市道を南に進み旧岩手郡西根町と旧岩手郡松尾村の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み旧岩手郡西根町と旧岩手郡安代町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み盛岡森林管理署国有林内暮坪林道との交点に至り、同点から同林道を南に進み盛岡森林管理署国有林内荒木田東林道との交点に至り、同点から同林道を南西に進みさらに東に進み国有林盛岡森林管理署 1437 林班と国有林盛岡森林管理署 1436 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み市道寺沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道館沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道荒木田線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

10(1) 名称 八幡平市時森休猟区

(2) 区域 八幡平市地内の国道 282 号と旧岩手郡松尾村と旧岩手郡西根町の境界との交点を起点とし、起点から国道 282 号を

北西に進み市道大花森線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道長者屋敷線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道前森山線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道小屋の沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進み国道 282 号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み J R 花輪線との交点に至り、同点から同 J R 線を北に進み国有林盛岡森林管理署 1452 から 1449、1453 及び 1454 林班と民有林 27 から 24 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み旧岩手郡松尾村と旧岩手郡安代町の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み旧岩手郡松尾村と旧岩手郡西根町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

11(1) 名称 八幡平市田代山休猟区

(2) 区域 八幡平市地内の主要地方道二戸五日市線と主要地方道葛巻日影線との交点を起点とし、起点から主要地方道二戸五日市線を北東に進み八幡平市と二戸市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに南東に進み旧岩手郡安代町と旧岩手郡西根町の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み主要地方道葛巻日影線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

12(1) 名称 紫波町赤沢休猟区

(2) 区域 紫波郡紫波町地内の国道 396 号と主要地方道紫波川井線との交点を起点とし、起点から国道 396 号を北に進み町道長岡徳田線との交点に至り、同点から同町道を東に進み紫波郡紫波町と盛岡市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み紫波郡紫波町と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み主要地方道紫波川井線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進みさらに北西に進みさらに西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

13(1) 名称 陸前高田市槻沢休猟区

(2) 区域 陸前高田市地内の国道 340 号と市道猿楽線との交点を起点とし、起点から国道 340 号を北に進み陸前高田市と気仙郡住田町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み陸前高田市と大船渡市との交点に至り、同点から同境界を南に進み大船渡市に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南西に進み林道本宿山谷線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み市道本宿線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道寺の沢本宿線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道三日市釘の子線との交点に至り、同点から同市道を北西に進みさらに南西に進みさらに北に進み林道志田実線との交点に至り、同点から同林道を北に進み市道南行宇南沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道南行 2 号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道南行 5 号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み林道槻沢線との交点に至り、同点から同林道を西に進み市道槻沢 1 号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道槻沢 4 号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道猿楽線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

14(1) 名称 住田町土倉・桧山休猟区

(2) 区域 気仙郡住田町地内の一般県道釜石住田線と町道桧山線との交点を起点とし、起点から一般県道釜石住田線を北東に進みさらに東に進み気仙郡住田町と釜石市の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進みさらに南東に進み五葉山鳥獣保護区の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み大窪山五葉山鳥獣保護区の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み町道桧山線との交点に至り、同点から同町道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

15(1) 名称 山田町大沢休猟区

(2) 区域 下閉伊郡山田町地内の国道 45 号と一般県道重茂半島線との交点を起点とし、起点から国道 45 号を北に進み町道総合運動線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み防衛庁専用道路との交点に至り、同点から同専用道路を北東に進み国有林三陸北部森林管理署 11 林班と国有林三陸北部森林管理署 10 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み国

有林三陸北部森林管理署 11 林班と国有林三陸北部森林管理署 9 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み下閉伊郡山田町と宮古市の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み一般県道重茂半島線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進みさらに西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

16(1) 名称 久慈市長内休猟区

(2) 区域 久慈市地内の国道 45 号と市道宇部天神堂通り線との交点を起点とし、起点から国道 45 号を北西に進みさらに北東に進み市道岩崎線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み林道平沢線との交点に至り、同点から同林道を南東に進みさらに北東に進み市道二子小袖沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道上長内平沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道玉の脇線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み小袖海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を東に進み三崎海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を南東に進み久喜海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を南西に進み市道久喜漁港線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道久喜線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み一般県道野田長内線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み市道三崎館石線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道大尻川原屋敷線との交点に至り、同点から同市道を南西に進みさらに南に進み市道山田線との交点に至り、同点から同市道を北西に進みさらに南西に進み三陸鉄道との交点に至り、同点から同鉄道を西に進み市道宇部天神堂通り線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

17(1) 名称 久慈市茅森休猟区

(2) 区域 久慈市地内の国道 281 号と市道川井線との交点を起点とし、起点から国道 281 号を東に進み林道茅森線との交点に至り、同点から同林道を南に進み林道大城線との交点に至り、同点から同林道を東に進み林道繫 2 号線との交点に至り、同点から同林道を南西に進みさらに北に進み林道繫 1 号線との交点に至り、同点から同林道を西に進み市道川井線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

18(1) 名称 洋野町向田休猟区

(2) 区域 九戸郡洋野町地内の国道 395 号と町道役場通り線との交点を起点とし、起点から国道 395 号を南西に進みさらに北西に進み、林道黒間山線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を西に進み九戸郡洋野町と九戸郡軽米町の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み九戸郡洋野町上館と九戸郡洋野町種市の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み九戸郡洋野町大野と九戸郡洋野町種市の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み町道濁川線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南に進み町道濁川線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道川津内線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み主要地方道八戸大野線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み、さらに南西に進み町道長根線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道柏木畑線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道神林線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道神林線に通じる作業道との交点に至り、同点から同作業道を南西に進み、さらに南東に進み町道役場通り線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

19(1) 名称 二戸市石切所休猟区

(2) 区域 二戸市地内の国道 4 号と主要地方道二戸田子線との交点を起点とし、起点から国道 4 号を南に進み市道上里線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道横長根梨ノ木平線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道沢上久保線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道似鳥福田線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道上沖野下外ノ沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み二戸広域農道との交点に至り、同点から同広域農道を北東に進み市道米田平門松線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み主要地方道二戸田子線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

20(1) 名称 二戸市浄法寺町下藤休猟区

(2) 区域 二戸市地内の八戸自動車道と二戸市と八幡平市の境界との交点を起点とし、起点から八戸自動車道を北東に進み市道樋口大又線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み林道谷地屋敷線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み二戸市と二戸郡一戸町の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み二戸市と八幡平市の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

21(1) 名称 軽米町山内休猟区

(2) 区域 九戸郡軽米町地内の国道 395 号と九戸郡軽米町と二戸市の境界との交点を起点とし、起点から国道 395 号を東に進み国道 340 号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み町道軽米高家線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道外川目 2 号線との交点に至り、同点から同町道を南に進み作業道東外川目線との交点に至り、同点から同作業道を南西に進み町道松山沢東線との交点に至り、同点から同町道を南に進み一般県道二戸軽米線との交点に至り、同点から同一般県道を西に進み町道東新井田線との交点に至り、同点から同町道を南に進みさらに西に進み国道 340 号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み一般県道二戸軽米線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み瀬月内川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北東に進みさらに北西に進み町道下晴山貝喰線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道貝喰線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道山内線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道戸花坂線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み一般県道二戸軽米線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進み九戸郡軽米町と二戸市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進みさらに西に進みさらに北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

22(1) 名称 一戸町平糠休猟区

(2) 区域 二戸郡一戸町地内の国道 4 号と町道平糠線との交点を起点とし、起点から国道 4 号を北に進み主要地方道一戸葛巻線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東に進み二戸郡一戸町と岩手郡葛巻町の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに西に進み町道大平線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道宇別本村線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道宇別大志田線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道摺糠平糠線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道平糠線との交点に至り、同点から同町道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで